

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書の訂正報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の2第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年3月1日

【事業年度】 自 平成27年10月1日 至 平成28年9月30日

【会社名】 オーストラリア・ニュージーランド銀行  
(Australia and New Zealand Banking Group Limited)  
(Australian Business Number 11 005 357 522)

【代表者の役職氏名】 グループ財務責任者 (Group Treasurer)  
リック・モスカティ (Rick Moscati)

【本店の所在の場所】 オーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・スト  
リート833、9階、ANZセンター・メルボルン  
(ANZ Centre Melbourne, Level 9, 833 Collins Street, Docklands,  
Victoria 3008, Australia)

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 黒丸 博善

【代理人の住所又は所在地】 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【事務連絡者氏名】 弁護士 黒丸 博善

【連絡場所】 東京都港区六本木六丁目10番1号  
六本木ヒルズ森タワー23階  
TMI総合法律事務所

【電話番号】 03-6438-5511

【縦覧に供する場所】 該当なし

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成28年12月22日付けで提出いたしました有価証券報告書（平成29年1月10日付けの有価証券報告書の訂正報告書にて訂正済み）に関し、委任状を追加するため、またその記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

訂正を要する箇所及び訂正した箇所は、下線を付して示しております。

### 第一部【企業情報】

#### 第1【本国における法制等の概要】

##### 3【課税上の取扱い】

<訂正前>

（前略）

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売債および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求されるまたはFATCAのためにもしくはそれを理由として行われる場合を除く。かかる場合、慣習上の例外（FATCAのためにもしくはそれを理由として行われる源泉徴収または控除の場合を含む。）を除き、当行は、かかる源泉徴収または控除が要求されなかった場合受領するはずであった額を本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）が受領することができるよう、追加額を支払うことに同意している。

（後略）

<訂正後>

（前略）

当行によるまたは当行を代理しての本サムライ債、本売債および利札に関する元利金の支払いはすべて、オーストラリア連邦において、またはその課税権限を有する当局により課税、徴収、源泉徴収または賦課される一切の現在または将来の税金、関税、賦課金または公租を源泉徴収または控除することなく行われる。ただし、かかる源泉徴収または控除がオーストラリア連邦法により要求されるまたはFATCA（以下に定義される。）のためにもしくはそれを理由として行われる場合を除く。かかる場合、慣習上の例外（FATCAのためにもしくはそれを理由として行われる源泉徴収または控除の場合を含む。）を除き、当行は、かかる源泉徴収または控除が要求されなかった場合受領するはずであった額を本社債権者（サムライ）および本社債権者（売出し）が受領することができるよう、追加額を支払うことに同意している。

（後略）

#### 第2【企業の概況】

##### 3【事業の内容】

<訂正前>

## 概要

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）およびその子会社（合わせて「当グループ」）は、オーストラリアでの営業を1835年に、ニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZのオーストラリア事業番号はABN 11 005 357 522である。

（中略）

## 監督および規制

（中略）

## オーストラリア

（中略）

## オーストラリアの規制上の動向

（中略）

## レベル3 コングロマリット（「レベル3」）

APRAは、その健全性監督の枠組みを、レベル3 枠組みを通じてコングロマリット・グループに拡張しており、これは、ANZのようなバンカシュアランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準の追加監視を伴う単一の経済主体として規制する。

（中略）

## ニュージーランド

（中略）

1989年ニュージーランド準備銀行法（「準備銀行法」）は、RBNZが以下の目的で、銀行の登録および登録銀行の健全性監督の権限を行使することを求めている。

（中略）

## アメリカ合衆国（米国）

（中略）

2010年、米国は、外国口座税務コンプライアンス法（「FATCA」）を制定した。FATCAは、非米国銀行およびその他金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または居住者である口座保有者の情報を、米国連邦税務当

局である内国歳入庁（「IRS」）に提供することを求める。米国は、多数の法域（オーストラリアおよびニュージーランドを含む。）と政府間合意（「IGA」）を締結しており、これは通常、当該法域に、現地の金融機関および支店が当該情報を現地の税務当局に提供し、それがIRSに転送されるよう、法律またはその他拘束力のある規則を制定することを求めている。かかる契約を締結していない国においては、金融機関は、類似の義務を果たし、類似の情報を直接米国に提供するためにIRSと直接契約を締結する必要がある。上記の顧客デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび/または当グループ内のメンバー（当ANZBGLおよび当グループの子会社）の口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収税の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収税は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払（かつ、2019年1月1日以降、かかる米国源泉支払を生じさせる可能性のある資産の処分から生じる一定の手取金総額）に対してのみ適用される可能性があるが、早くとも2019年1月1日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。オーストラリアおよびニュージーランドはそれぞれ、米国とのIGAを締結し、それぞれIGAを実施する法案を制定した。制定された法案に関する国内の指針はまだ発展途上である。

（中略）

## 競争

### オーストラリア

（中略）

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関双方の急増につながった。ビルディング・ソサイエティや信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手ビルディング・ソサイエティのうちいくつかは、銀行法の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な（支店以外の）銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

（後略）

<訂正後>

## 概要

オーストラリア・ニュージーランド銀行（「ANZBGL」）およびその子会社（合わせて「当グループ」）は、オーストラリアでの営業を1835年に、ニュージーランドでの営業を1840年に開始した、オーストラリアに本店を置く4大銀行グループの1つである。ANZBGLはオーストラリアで設立された株式公開会社であり、1977年7月14日にヴィクトリア州において登録された。ANZBGLの登記上の本店はオーストラリア、ヴィクトリア州3008、ドックランズ、コリンズ・ストリート833、9階に所在し、電話番号は+61 3 9683 9999である。ANZBGLのオーストラリア事業番号はABN 11 005 357 522である。

（中略）

## 監督および規制

（中略）

## オーストラリア

(中略)

### オーストラリアの規制上の動向

(中略)

#### レベル3 コングロマリット (「レベル3」)

APRAは、その健全性監督の枠組みを、レベル3 枠組みを通じてコングロマリット・グループに拡張しており、これは、ANZのようなバンカシュランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準の追加監視を伴う単一の経済主体として規制する。

(中略)

## ニュージーランド

(中略)

1989年ニュージーランド準備銀行法(「準備銀行法」)は、ニュージーランド準備銀行(「RBNZ」)が以下の目的で、銀行の登録および登録銀行の健全性監督の権限を行使することを求めている。

(中略)

## アメリカ合衆国(米国)

(中略)

2010年、米国は、外国口座税務コンプライアンス法を制定した。同法は、非米国銀行およびその他金融機関に、特定の顧客デュー・デリジェンスを実施し、米国市民または居住者である口座保有者の情報を、米国連邦税務当局である内国歳入庁(「IRS」)に提供することを求める。米国は、多数の法域(オーストラリアおよびニュージーランドを含む。)と政府間合意(「IGA」)を締結しており、これは通常、当該法域に、現地の金融機関および支店が当該情報を現地の税務当局に提供し、それがIRSに転送されるよう、法律またはその他拘束力のある規則を制定することを求めている。かかる契約を締結していない国においては、金融機関は、類似の義務を果たし、類似の情報を直接米国に提供するためにIRSと直接契約を締結する必要がある。上記の顧客デュー・デリジェンスおよび口座保有者情報の提供が実施されず、適用ある要件を満たす方法および形式で提供されない場合、当グループおよび/または当グループ内のメンバー(当ANZBGLおよび当グループの子会社)の口座に資産を保有する者は一定の金額に関して30%の源泉徴収税の対象となる可能性がある。かかる源泉徴収税は現在、米国内の源泉からなされた一定の支払(かつ、2019年1月1日以降、かかる米国源泉支払を生じさせる可能性のある資産の処分から生じる一定の手取金総額)に対してのみ適用される可能性があるが、早くとも2019年1月1日より前に行われた米国外の源泉からなされた支払にはかかる源泉徴収税は課されない予定である。オーストラリアおよびニュージーランドはそれぞれ、米国とのIGAを締結し、それぞれIGAを実施する法案を制定した。制定された法案に関する国内の指針はまだ発展途上である。

(中略)

競争

## オーストラリア

(中略)

1980年代初頭のオーストラリアの金融制度の規制緩和は、4大銀行グループと選択的な市場で競争する銀行金融機関および非銀行金融機関双方の急増につながった。住宅金融組合や信用組合などのノンバンク仲介機関は主に預金受入および住宅ローン貸付の分野で競争する。大手住宅金融組合のうちいくつかは、銀行法の下で、銀行業免許を付与されている。専門的な銀行以外の住宅ローン貸付業者および直接的な(支店以外の)銀行業務もまた近年においてより重要になっている。

(後略)

### 第3【事業の状況】

#### 1【業績等の概要】

<訂正前>

(前略)

#### B. 当グループの業績

(中略)

#### (3) その他営業収入

(中略)

その他営業収入 - 2016年9月終了年度対2015年9月終了年度

(中略)

#### 外国為替差益純額

以下により、1億6,700万ドル増加した。

- ・ 2015年度と比較した、2016年度の米ドル建ておよびニュージーランド建て収益関連ヘッジの実現損失(1億5,700万ドル)の減少。

(中略)

#### (11) 1株当たり利益

年度		増減率
2016年 9月終了	2015年 9月終了	
(百万ドル)		

1 株当たりの現金利益（セント）			
基本的	202.6	260.3	-22%
希薄化後	194.1	247.0	-21%
現金利益調整後加重平均普通株式数（百万） <sup>(1)</sup>			
基本的	2,906.2	2,771.4	5%
希薄化後	3,187.0	3,032.2	5%
現金利益（百万ドル）	5,889	7,216	-18%
優先株式の配当（百万ドル）	-	(1)	-100%
優先株式の配当控除後現金利益（百万ドル）	5,889	7,215	-18%
優先株式の配当控除後希薄化後現金利益（百万ドル）	6,186	7,489	-17%

注：(1) 関連する損益が現金利益に含まれるため、富裕層オーストラリアが保有する自己株式を含む。

（中略）

### (13) 経済的利益

（中略）

経済的利益は、2015年9月終了年度に15億9,700万ドル（-56%）減少した。これは、現金利益の18%減および資本水準上昇による資本コストの11%増が、貸倒引当金繰入額上昇を反映した経済的信用コスト調整額の低下により部分的に相殺されたことによる。

（後略）

<訂正後>

（前略）

## B. 当グループの業績

（中略）

### (3) その他営業収入

（中略）

その他営業収入 - 2016年9月終了年度対2015年9月終了年度

（中略）

#### 外国為替差益純額

以下により、1億6,700万ドル増加した。

- ・ 2015年度と比較した、2016年度の米ドル建ておよびニュージーランドドル建て収益関連ヘッジの実現損失（1億5,700万ドル）の減少。

（中略）

## (11) 1株当たり利益

	年度		増減率
	2016年 9月終了	2015年 9月終了	
	(百万ドル)		
1株当たりの現金利益(セント)			
基本的	202.6	260.3	-22%
希薄化後	194.1	247.0	-21%
現金利益調整後加重平均普通株式数(百万株)			
(1)			
基本的	2,906.2	2,771.4	5%
希薄化後	3,187.0	3,032.2	5%
現金利益(百万ドル)	5,889	7,216	-18%
優先株式の配当(百万ドル)	-	(1)	-100%
優先株式の配当控除後現金利益(百万ドル)	5,889	7,215	-18%
優先株式の配当控除後希薄化後現金利益 (百万ドル)	6,186	7,489	-17%

注：(1) 関連する損益が現金利益に含まれるため、富裕層オーストラリアが保有する自己株式を含む。

(中略)

## (13) 経済的利益

(中略)

経済的利益は、2015年9月終了年度から15億9,700万ドル(-56%)減少した。これは、現金利益の18%減および資本水準上昇による資本コストの11%増が、貸倒引当金繰入額上昇を反映した経済的信用コスト調整額の低下により部分的に相殺されたことによる。

(後略)

## 第5【提出会社の状況】

## 4【役員の場合】

&lt;訂正前&gt;

(前略)

## (3) 役員報酬の内容(報酬報告)

(中略)

## 9.エクイティ

(中略)

## 9.1 CEOおよび開示を必要とする執行役員のエクイティ

( 中略 )

表 8 : 付与、権利確定、行使/売却および無効/失効となったCEOおよび開示を必要とする執行役員のエクイティ

( 中略 )

- (4) S. エリオット- 2012年11月12日に付与された業績に基づく権利が2015年11月12日に無効となったが、1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、68,965個(2016年11月)、53,945個(2017年11月)および159,573個(2018年11月)が含まれている。
- (5) A. キュリー- 2012年11月12日に付与された業績に基づく権利が2015年11月12日に無効となったが、1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、51,723個(2016年11月)、50,574個(2017年11月)および56,988個(2018年11月)が含まれている。
- (6) D. ヒスコ- 2013年11月22日および2014年11月21日に付与された後渡し株式の権利が2016年4月1日に行使された。行使日における1日VWAPは22.9014ドルであった。2012年11月12日に付与された業績に基づく権利が2015年11月12日に無効となったが、1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、48,220個(2016年11月)、47,152個(2017年11月)および53,133個(2018年11月)が含まれている。
- (7) G. ホジズ- 2012年11月12日に付与された業績に基づく権利が2015年11月12日に無効となったが、1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、34,482個(2016年11月)、33,716個(2017年11月)および37,992個(2018年11月)が含まれている。
- (8) F. オールソン- 2016年2月1日に開示を必要とする執行役員に就任したため、同日より開示することができる取引はない。
- (9) M. ウィーラン- 2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、13,792個(2016年11月)、13,486個(2017年11月)および53,190個(2018年11月)が含まれている。
- (10) N. ウィリアムズ- 2012年11月12日に付与された後渡し株式の権利が2015年11月12日に行使された。行使日における1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の後渡し株式の権利には、27,603個(2016年11月)、27,685個(2017年11月)および33,632個(2018年11月)が含まれている。
- (11) M. スミス- 2012年12月19日に付与された業績に基づく権利は2015年12月19日に無効となったが、1日VWAPは26.3675ドルであった。退任日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、201,086個(2016年12月)および229,272個(2017年12月)が含まれている。
- (12) A. ゲツィー- 2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、43,102個(2016年11月)、53,945個(2017年11月)および60,789個(2018年11月)が含まれている。

( 後略 )

< 訂正後 >

( 前略 )

( 3 ) 役員報酬の内容 ( 報酬報告 )

( 中略 )

9. エクイティ

( 中略 )

9.1 CEOおよび開示を必要とする執行役員のエクイティ

( 中略 )

表 8 : 付与、権利確定、行使/売却および無効/失効となったCEOおよび開示を必要とする執行役員のエクイティ

( 中略 )

- (4) S. エリオット- 2012年11月12日に付与された業績に基づく権利が2015年11月12日に無効となったが、1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、68,965個(2016年11月)、53,945個(2017年11月)および159,573個(2018年11月)が含まれている。
- (5) A. キュリー- 2012年11月12日に付与された業績に基づく権利が2015年11月12日に無効となったが、1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、51,723個(2016年11月)、50,574個(2017年11月)および56,988個(2018年11月)が含まれている。
- (6) D. ヒスコ- 2013年11月22日および2014年11月21日に付与された後渡し株式の権利が2016年4月1日に行使された。行使日における1日VWAPは22.9014ドルであった。2012年11月12日に付与された業績に基づく権利が2015年11月12日に無効となったが、1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、48,220個(2016年11月)、47,152個(2017年11月)および53,133個(2018年11月)が含まれている。
- (7) G. ホジズ- 2012年11月12日に付与された業績に基づく権利が2015年11月12日に無効となったが、1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、34,482個(2016年11月)、33,716個(2017年11月)および37,992個(2018年11月)が含まれている。
- (8) F. オールソン- 2016年2月1日に開示を必要とする執行役員に就任したため、同日より開示することができる取引はない。
- (9) M. ウィーラン- 2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、13,792個(2016年11月)、13,486個(2017年11月)および53,190個(2018年11月)が含まれている。
- (10) N. ウィリアムズ- 2012年11月12日に付与された後渡し株式の権利が2015年11月12日に行使された。行使日における1日VWAPは26.5874ドルであった。2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の後渡し株式の権利には、27,603個(2016年11月)、27,685個(2017年11月)および33,632個(2018年11月)が含まれている。
- (11) M. スミス- 2012年12月19日に付与された業績に基づく権利は2015年12月19日に無効となったが、1日VWAPは26.3675ドルであった。退任日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、201,086個(2016年12月)および229,272個(2017年12月)が含まれている。
- (12) A. ゲツィー- 2016年9月30日現在、行使されていない過年度付与分の業績に基づく権利には、43,102個(2016年11月)、53,945個(2017年11月)および60,789個(2018年11月)が含まれている。

(後略)

## 第6【経理の状況】

### 1【財務書類】

<訂正前>

(前略)

### 財務書類注記

(中略)

### 32. 資本管理

(中略)

#### 規制環境

ANZの規制資本の計算は、パーゼル3自己資本測定基準に基づくリスクベース自己資本評価の枠組みを採用しているAPRA適正基準の適用を受ける。このリスクベースのアプローチでは、適格資本をリスク加重資産(RWA)合計で除して得られる比率を公認預金受入機関(ADI)の適正自己資本の尺度として使用することが求められる。APRAでは、普通株式Tier1資本(CET1)、Tier1資本および自己資本合計について、自己資本を分子、RWAを分母としてPCRを算定する。

(中略)

Tier 1 資本は、普通株式Tier 1 資本から控除項目を差し引いた金額と追加的なTier 1 資本商品で構成される。普通株式Tier 1 資本は、株主資本から、APRAが規制資本として認めていない項目または低位の規制資本に分類している項目を差し引いたものである。普通株式Tier 1 資本には、以下の重要な調整項目が含まれている。

- ・ ヘッジ準備金ならびに保険子会社および資産運用子会社の準備金を除き、準備金はレベル 2 の計算の際に除外される。
- ・ 利益剰余金については、レベル 2 の計算の際に除外される保険子会社および資産運用子会社の利益剰余金は除外されるが、健全性基準で規定されている判定基準を満たす貸出利回りの一部を構成する繰延手数料の資産計上額は含まれる。
- ・ 適格自己株式は含まれる。
- ・ 当期の税引後利益のうちレベル 2 の計算の際に除外される、保険子会社および資産運用子会社の利益は含まれない。

追加的Tier 1 資本商品は、質の高い資本項目であり、資金の恒久的かつ無制限のコミットメントを意味し、損失を吸収するために利用可能で、発行体の清算の際には預金者および優先債権者の債権に劣後し、十分な裁量権をもって資本配分をすることができる。

自己資本からの控除は、主に普通株式Tier 1 資本の構成要素の減額として行われる。これら控除項目とは、主に、無形資産、保険会社や資産運用会社および関連会社への投資、費用（融資手数料や組成手数料など）の資産計上額、適格引当金を上回る規制上の予想損失額（EL）である。

（中略）

当行および当グループは、当年度を通じて、APRAおよび米国連邦準備制度理事会（該当する場合）が定めた普通株式Tier 1 資本、Tier 1 資本および自己資本合計における最低自己資本比率ならびに当行の支店および子会社が営業する国々の規制当局が定めた適切な自己資本比率を遵守している。

（中略）

### レベル3 コングロマリット（レベル3）

APRAは、レベル 3 の枠組みを通じたコングロマリット・グループに対する健全性監視の枠組みを拡大している。これは、ANZのようなバンカシュアランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準に係る追加監視を必要とする単一の経済主体として規制するものである。

（中略）

### 適正資本

以下の表は、規制目的および自己資本比率で用いられる資本の構成を示している。

	2016年	2015年
	（単位：百万ドル）	
<b>適格資本</b>		
<b>Tier 1</b>		
株主資本および非支配持分	57,927	57,353
株主資本への適正資本調整	(481)	(387)
普通株式Tier 1総資本	57,446	56,966
控除	(18,179)	(18,440)
<b>普通株式Tier 1資本</b>	39,267	38,526
追加的Tier 1 資本	9,018	6,958
<b>Tier 1 資本</b>	48,285	45,484
<b>Tier 2資本</b>	10,328	7,951

適格資本合計	58,613	53,435
自己資本比率		
普通株式Tier 1	9.6%	9.6%
Tier 1	11.8%	11.3%
Tier 2	2.5%	2.0%
合計	14.3%	13.3%
リスク加重資産	408,582	401,937

(後略)

&lt;訂正後&gt;

(前略)

**財務書類注記**

(中略)

**32. 資本管理**

(中略)

**規制環境**

ANZの規制資本の計算は、バーゼル3自己資本測定基準に基づくリスクベース自己資本評価の枠組みを採用しているAPRA適正基準の適用を受ける。このリスクベースのアプローチでは、適格資本をリスク加重資産（RWA）合計で除して得られる比率を公認預金受入機関（ADI）の適正自己資本の尺度として使用することが求められる。APRAでは、普通株式等Tier 1資本（CET 1）、Tier 1資本および自己資本合計について、自己資本を分子、RWAを分母としてPCRを算定する。

(中略)

Tier 1資本は、普通株式等Tier 1資本から控除項目を差し引いた金額とその他Tier 1資本商品で構成される。普通株式等Tier 1資本は、株主資本から、APRAが規制資本として認めていない項目または低位の規制資本に分類している項目を差し引いたものである。普通株式等Tier 1資本には、以下の重要な調整項目が含まれている。

- ・ ヘッジ準備金ならびに保険子会社および資産運用子会社の準備金を除き、準備金はレベル2の計算の際に除外される。
- ・ 利益剰余金については、レベル2の計算の際に除外される保険子会社および資産運用子会社の利益剰余金は除外されるが、健全性基準で規定されている判定基準を満たす貸出利回りの一部を構成する繰延手数料の資産計上額は含まれる。
- ・ 適格自己株式は含まれる。
- ・ 当期の税引後利益のうちレベル2の計算の際に除外される、保険子会社および資産運用子会社の利益は含まれない。

その他Tier 1資本商品は、質の高い資本項目であり、資金の恒久的かつ無制限のコミットメントを意味し、損失を吸収するために利用可能で、発行体の清算の際には預金者および優先債権者の債権に劣後し、十分な裁量権をもって資本配分をすることができる。

自己資本からの控除は、主に普通株式等Tier 1 資本の構成要素の減額として行われる。これら控除項目とは、主に、無形資産、保険会社や資産運用会社および関連会社への投資、費用（融資手数料や組成手数料など）の資産計上額、適格引当金を上回る規制上の予想損失額（EL）である。

（中略）

当行および当グループは、当年度を通じて、APRAおよび米国連邦準備制度理事会（該当する場合）が定めた普通株式等Tier 1 資本、Tier 1 資本および自己資本合計における最低自己資本比率ならびに当行の支店および子会社が営業する国々の規制当局が定めた適切な自己資本比率を遵守している。

（中略）

### レベル3 コングロマリット（レベル3）

APRAは、レベル3の枠組みを通じたコングロマリット・グループに対する健全性監視の枠組みを拡大している。これは、ANZのようなバンカシュランス・グループを、最低自己資本要件およびリスク・エクスポージャー水準に係る追加監視を必要とする単一の経済主体として規制するものである。

（中略）

### 適正資本

以下の表は、規制目的および自己資本比率で用いられる資本の構成を示している。

	2016年	2015年
	（単位：百万ドル）	
<b>適格資本</b>		
<b>Tier 1</b>		
株主資本および非支配持分	57,927	57,353
株主資本への適正資本調整	(481)	(387)
普通株式等Tier 1総資本	57,446	56,966
控除	(18,179)	(18,440)
<b>普通株式等Tier 1資本</b>	39,267	38,526
その他Tier 1資本	9,018	6,958
<b>Tier 1資本</b>	48,285	45,484
<b>Tier 2資本</b>	10,328	7,951
<b>適格資本合計</b>	58,613	53,435
<b>自己資本比率</b>		
普通株式等Tier 1	9.6%	9.6%
Tier 1	11.8%	11.3%
Tier 2	2.5%	2.0%
<b>合計</b>	14.3%	13.3%
<b>リスク加重資産</b>	408,582	401,937

（後略）